

個人番号の預金口座への付番に係る利用目的の変更について

三島信用金庫（以下「当庫」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項、および第 18 条第 3 項を踏まえ、当庫の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。

※変更（追加）点は下線部となります。

《利用目的》

当庫は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- (1) 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- (2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- (3) 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (4) 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (5) 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- (6) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- (7) 取引先との契約に基づく報酬、料金、使用料等に関する法定書類作成事務のため
- (8) 預金口座付番に関する事務のため

(※) 預金口座付番の開始日は平成 30 年 1 月 1 日からとなります。

以上

〈ご参考〉

[マイナンバーの届出にご協力ください（信用金庫・内閣府）](#)

